

富山県警察再被害防止要綱の制定について（例規通達）

【概要】

この要綱は、犯罪の被害者等（被害者又はその親族をいう。以下同じ。）が加害者（検挙した犯罪の被疑者をいう。以下同じ。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。